

Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料

年 月 日
日本公認会計士協会

目次

はじめに	3
1. 検討の経緯（課題認識）	3
2. 本研究資料の構成	4
第1部 監査受嘱上の留意事項及びトークン発行に係る監査上の課題	6
1. 監査受嘱に際しての留意事項	6
(1) 全般事項	6
(2) 個別留意事項	6
2. トークン発行に係る監査上の課題	9
(1) トークン類型化	9
(2) トークン発行に係る監査上の課題	12
第2部 その他の監査上の課題	15
1. トークン保有に係る監査上の課題	15
(1) 自己の発行した資金決済法上の暗号資産の保有	15
(2) 資金決済法上の暗号資産を財又はサービスの対価として受領するケース	16
(3) 上場していないトークン等の保有	17
2. NFT、SAFT	18
(1) NFT	18
(2) SAFT	22
3. その他実務の検討	23
(1) 暗号資産の発行体株式の評価	23
(2) 資金決済法上の暗号資産の貸付及び借入	24
(3) 資金決済法上の暗号資産以外のトークン等を第三者から預かる場合	24
(4) 重要な会計方針等の開示	25
(5) ブロックチェーンの理解（監査上の課題）	25
付録	34
1. 国際財務報告基準（IFRS）における取扱い	34
(1) IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC） アジェンダ決定「暗号通貨の保有」	34

(2) 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) ディスカッション・ペーパー「暗号資産(負債)の会計処理」	34
2. 米国会計基準における取扱い.....	35
(1) Accounting for and auditing of digital assets の概要.....	35
(2) FASB による基準設定の動向.....	35
(3) Staff Accounting Bulletin(SAB) No. 121.....	35
3. 用語集.....	36

はじめに

1. 検討の経緯（課題認識）

我が国では、2017年4月1日に施行された改正後の資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）に基づき、他国に先駆けて暗号資産交換業者の財務諸表監査が開始された。これに伴い、2018年3月に企業会計基準委員会（ASBJ）から実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第38号」という。）が公表され、暗号資産交換業者及び暗号資産利用者が保有する暗号資産並びに暗号資産の売却に関連する会計処理及び開示に関する当面の取扱いとして実務上の取扱いが明確化された。また、監査の実務指針として、当協会は、2018年6月に業種別委員会実務指針第61号「暗号資産交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」（最終改正2022年3月）（以下「業種別委員会実務指針第61号」という。）を公表した。

実務対応報告第38号及び業種別委員会実務指針第61号が公表されてから現在までの間に、ブロックチェーン技術のビジネスでの活用は、暗号資産交換業者における暗号資産の取引にとどまらず、国内外の大企業からスタートアップ企業まで広がりを見せている。とりわけ、パブリック型ブロックチェーンを基盤として、暗号資産やNFT（Non-Fungible Token）¹などのトークン（電子的な記録・記号）を、金銭的なインセンティブ、財又はサービスの利用の対価、財産権を表章する手段などとして活用するいわゆるWeb3.0ビジネスが、文化経済（ゲーム・アート・スポーツ等）や金融領域（暗号資産による分散型金融・資産形成）を中心に成長している²。

Web3.0ビジネスでは、トークンの発行がビジネスを遂行する際には避けて通れないものである。トークンの発行の会計処理を検討するに当たっては、トークンの発行者と保有者との間での権利及び義務を特定する必要がある。他方、トークンの発行においての権利及び義務を特定するために、ホワイトペーパー³を含む複数の契約（口頭や慣習を含む。）を識別したとしても、様々な免責事項を記載する事例があり、権利及び義務を特定することが難しいという問題がある。

また、実務対応報告第38号では当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定め、暗号資産の発行に係る会計処理や自己発行暗号資産を保有した場合の会計処理は定められていない。このため、企業会計基準委員会は、2022年3月15日に「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICO（Initial Coin Offering）⁴トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点

¹ 付録3. 用語集 No. 4 参照

² 経済産業省「Web3.0 事業環境整備の考え方 - 今後のトークン経済の成熟から、Society5.0 への貢献可能性まで -」2022年12月16日大臣官房 Web3.0 政策推進室3ページ及び12ページ参照
(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/010_03_01.pdf)

³ 付録3. 用語集 No. 8 参照

⁴ 付録3. 用語集 No. 1 参照

の整理」(以下「論点整理」という。)を公表したが、会計基準等の公表には至っていない。論点整理では、観察できる少数の取引事例だけでは対象取引の経済的実態を捉えることが難しく、また暗号資産の私法上の取扱いが明らかではなく、国際的な基準開発が行われていないこと等、基準開発の困難さに言及している(第25項)。

加えて、監査のガイドラインである業種別委員会実務指針第61号は、自己の発行した資金決済法に規定する暗号資産についての記載があるものの、前提として暗号資産交換業者の財務諸表監査に関する実務上の指針を提供するものであることから、その他のWeb3.0ビジネスの監査に利用することが想定されていない。

Web3.0ビジネスのような新しいビジネス領域に係る監査は、取引の経済合理性の理解、会計処理を実施するための前提となる発行者及び保有者との間の権利及び義務の特定並びに会計処理の判断に困難性を伴うことに加え、ビジネス自体を規制する関連法令等が明確でないケースが多い。また、企業の説明責任の遂行や内部管理体制の構築等にも課題を伴う場合がある。本研究資料において、これらの監査上の課題を明らかにすることで、会員が監査受嘱を検討する上での一助となるとともに、監査人が経営者とのコミュニケーションに利用することで、事業者との対話を進め、事業者と監査人の相互理解を促進することを期待している。その結果、監査人が監査を通じて財務情報の信頼性を担保し経済活動の発展に寄与するために、期待されている役割を果たすことにつながると考えている。

2. 本研究資料の構成

本研究資料は、「Web3.0関連企業の会計監査に関する勉強会」を含むこれまでの当協会における調査・研究の結果について、Web3.0関連企業における監査上の課題を中心に取りまとめたものである。

第1部において、特に監査受嘱上の課題として認識された項目として、監査受嘱の前提となる留意事項及び会計処理等の判断が難しいとされているトークン発行に係る課題について記述している。当協会では、Web3.0関連企業の監査の受嘱が進まないという声を受けて、会員の実態調査を実施し、Web3.0関連企業の監査受嘱に当たっては、一般的な考慮事項に加えてWeb3.0特有の監査上の課題があることを認識した。また、勉強会の一環で実施した企業等からのヒアリングも踏まえ、監査受嘱に当たり監査人がどのような観点で受嘱を検討しているかについて、事業者とのコミュニケーションが不足しているのではないかとの課題を認識した。第1部の記載事項は、監査人が監査受嘱を検討する際に利用するのみならず、経営者とのコミュニケーションにおいても利用されることを期待している。

第2部において、その他の監査上の課題について広く記載する目的で、トークン保有に係る課題やNFT、SAFT (Simple Agreement for Future Token)⁵、その他論点について取りまとめている。これは、当協会の業種別委員会暗号資産対応専門委員会において、実際に監査現場で検討されている事例を集め取りまとめたものである。加えて、監査手続のうち特徴的な項目としてトークン発行・保有の前提となるブロックチェーンの理解について記載している。

なお、本研究資料において示されている会計処理等の検討事項は、現時点における調査・研究の成果を踏まえた考察であり、あくまでも現時点における一つの考え方を示したにすぎない。したがって、本研究資料は、実務上の指針として位置付けられるものではなく、また、実務を拘束するものでもない。

⁵ 付録3. 用語集 No. 3 参照

第1部 監査受嘱上の留意事項及びトークン発行に係る監査上の課題

1. 監査受嘱に際しての留意事項

ここで記載している監査受嘱に際しての留意事項は、監査人が監査受嘱を検討する際に利用するのみならず、経営者とのコミュニケーションにおいても利用することで、監査人が監査受嘱の際にどのような観点で受嘱を検討しているかについての説明を充実することが期待される。

(1) 全般事項

監査事務所は、契約の新規の締結及び更新に対処するために、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って業務を実施できるか否かを含む品質目標を設定しなければならない（品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」第30項）とされており、これを判断する際に監査事務所は、業務を実施するための十分な時間を含め、適性と適切な能力を有する者の関与が可能かどうかを考慮することがあるとされている（同A72項）。そのため、監査人は、通常、Web3.0ビジネス企業の財務諸表監査の契約の締結又は更新に当たり、当該企業によるビジネスの特性を踏まえて、業務を実施するための時間、適性及び適切な能力を有する者を関与させることができるかを検討することとなる。

また、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」第4項(2)では、監査人は、監査の前提条件が満たされているかどうかを明確にするため、以下の事項を実施しなければならないとされている。

- ・財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断すること
- ・不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任を経営者が有することを認識し理解することについて合意を得ること

Web3.0ビジネス企業の財務諸表監査においては、経営者が「(2) 個別留意事項」に記載した事項を含む各種の体制を整備する責任を有することを認識し理解していることについて経営者の合意を得ることに加えて、経営者が実際に責任を履行しているかを慎重に評価することが重要と考えられる。

(2) 個別留意事項

① ビジネスの実態及び法規制への対応状況の把握

Web3.0ビジネス事業は様々な形態が存在するため、受嘱に際してスキームの理解、関係者の役割と権利義務関係の整理について、経営者からの説明や法律専門家の意見の確認等を通じて理解することが重要である。また、ビジネスの前提となる国内及び海外における法規制を把握し適切な法律専門家等の起用を通じて法規制を遵守する態勢が構築されているか、免許や認可等が必要な場合には監督官庁とのコミュニケー

ションの状況を把握することも重要になる。加えて、トークンの発行を行う場合においては、日本における資金決済法上の暗号資産や金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）に規定される電子記録移転有価証券表示権利等、米国における米国証券法の証券⁶への該当性を含む私法上の位置付け、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等への利用を防止する態勢整備や、その他賭博規制や知的財産権への抵触等の法令違反に該当するリスクを適切に評価する体制が構築できているか、実際に法令を遵守しているか、また自己発行トークンを広く販売している場合やプラットフォームを提供している場合等の利用者等保護についても確認することが重要と考えられる。米国では、SECが2020年12月に暗号資産XRPを発行するリップルに対して、XRPは米国証券法の証券に該当するため、無登録の証券を販売したとして訴訟を起こすなど、トークンを証券であるとSECが評価する事例が複数存在する。そのため、米国の法域においてトークンの発行や流通が行われる場合には、監査人は、当該トークンが米国証券法の証券に該当するか、弁護士の意見の確認等を通じて、慎重に評価する必要がある。

企業がICOを実施する場合、ICOにおいて発行されるトークンが資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為は、暗号資産交換業に該当することになり、暗号資産交換業者としての規制対応が必要になる（事務ガイドラインⅡ-2-2-8-1）。そのため、監査上は、発行者である企業のテロ資金供与やマネー・ローンダリング対応に係る内部統制や、トークン発行を通じて計画している事業の目的及び実現可能性を理解し、トークンの発行、販売、移転、買取、保管等に関する監査手続を事前に立案する必要がある。一方で、IEO（Initial Exchange Offering）では、対象事業の適格性・実現可能性や取り扱うトークンの適切性などの審査や審査結果の検証等はトークンの販売者である暗号資産交換業者によって実施される（事務ガイドラインⅡ-2-2-8-2）。そのため、監査上は、発行者である企業が整備及び運用する業務プロセス及び内部統制に加えて、委託先である暗号資産交換業者が整備及び運用する業務プロセスと内部統制を理解し、トークンの発行、販売、移転、買取、保管等に関する監査手続を事前に立案する必要がある。

また、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（以下「JVCEA」という。）の「新規暗号資産の販売に関する規則」において情報開示、調達資金の適切な管理、履行状況の

⁶ 米国における証券への該当性については、SECよりガイダンス（SEC.gov | Framework for “Investment Contract” Analysis of Digital Assets (<https://www.sec.gov/corpfin/framework-investment-contract-analysis-digital-assets>)）が公表されており、判定手法としてHoweyテストに言及されている。Howeyテストとは、1946年のHowey社を被告とした訴訟において、同社による土地販売行為が1933年証券法第2条(a)(1)に定める「投資契約（investment contract）」に該当するか否かが争点となった際に、裁判所が複数の判断基準を定めた上で行った判定方法であり、米国でトークン等の発行者が法律専門家から入手する意見書において、トークン等有価証券に該当するか否かの判断をする際に使用されている実務がある。

モニタリング等の遵守事項が定められており、これらの活動やその過程で作成された記録は監査人にとっても有用である。

② 適正な財務報告を作成するための会計処理の前提となる取引の権利義務の位置付けと特徴

資金決済法上の暗号資産については実務対応報告第 38 号が公表されているが、暗号資産に該当しないトークンや暗号資産の発行の会計処理が適用対象となっていないため、これらについては経済的実態等に応じて会計処理が決定される場合が想定される。このため、監査の実施に当たっては、経営者が、例えば以下の事項を考慮して、会計処理の適切性を裏付ける情報の収集を、法律専門家や会計専門家等の利用も考慮して実施し、収集した情報に基づく適切な会計処理を判断できる体制を整備していることを確認することが重要と考えられる。

- ・権利義務が明確にされているか：発行者、一次所有者、二次流通以降の購入者・売却者、仲介業者、管理を担う業者等それぞれの関係者が負っている権利義務について、ホワイトペーパー、発行者と保有者の契約書、トークン利用規約等で明確にされていること。

- ・当該権利義務が法的にどのように解釈されるか：私法上の位置付けと特徴を確認すること。トークンが、資金決済法上の暗号資産、又は、金融商品取引法上の電子記録移転有価証券表示権利に該当するのかどうかは、適用される規制や会計基準を決定するに当たり確認すべき事項となる。また、トークンは、ガバナンストークンやユーティリティトークン、又は複数の性質を持つハイブリッドトークンの場合もあり、トークンの性質を確認すること。特に自己発行トークンについてはその資産性を確認すること。

NFT の場合、設計が非常に多様であり個別性が強いものの、例えば知的財産権等を含むかどうか、NFT に著作権が一体化されており著作権の保有・譲渡と同等なのかどうか、また NFT 自体には何らの知的財産権を保有していない場合には当該 NFT の保有・譲渡がどのような権利・義務を負っているのかについて、契約や規約等で明確にされていることを確認する。

③ 内部管理体制の整備、内部統制の構築

適正な財務報告を作成するための情報システムを含めた体制の整備及び運用（委託先管理を含む。）、内部管理部門における適切なモニタリング・検証、実効性ある内部監査部門の体制整備等の内部管理体制が整備されていることを確認する。また、システムリスク管理体制については、サイバー・セキュリティ体制、トークンの適切な管理方法とブロックチェーン等の取引や残高情報の記録が担保されるシステム整備、これらの記録を前提とした監査の実施可能性を検討する。

重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任を経営者が有することを認識していない場合や、認識していても実態として内部統制が整備及び運用されていない場合は、監査の受嘱が困難となる。

④ 経営者の誠実性、法令遵守態勢の確保

事業そのものについて、賭博性のある事業や公序良俗に反する可能性がある事業、違法行為ではないが何らかの法令・規制逃れを目的として設計している場合、その他の経営者の誠実性に疑念が抱かれる場合は、監査の受嘱が困難となる。

⑤ 監査時間の確保

Web3.0 ビジネス企業の監査においては、上述のような課題の検討に時間を要することが想定され、監査工数の見積りに当たって十分な時間の確保が必要となる。監査人は、企業の理解を得るために必要な監査工数についての丁寧な説明とコミュニケーションを実施することが望ましい。

2. トークン発行に係る監査上の課題

(1) トークン類型化

トークンは、主要な用途に応じて類型化されているが、我が国における法律上の定義との関係は、下記図表1のように整理することができると考えられる。

このうち、電子記録移転有価証券表示権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に関する会計処理については、実務対応報告第 43 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第 43 号」という。）において会計上の取扱いが定められている。一方、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行時の会計処理及び自己が発行した資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの保有に関する会計処理に関して、論点整理において一定の検討がされているものの、会計上の取扱いが明らかでなく、監査上の対応も必ずしも明らかではない。なお、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについては、ASBJ が第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）の議事概要別紙（以下「第 490 回議事概要別紙」という。⁷⁾）を公表している。また、NFT 及び SAFT の保有及び発行に関する会計処理は定めがないため、監査上の対応も明らかでない部分がある。

このため、本研究資料では、日本において会計上の取扱いが定められていないこれらの点を調査対象とすることとした。第 1 部 2 (2)において資金決済法上の暗号資産に該

⁷⁾ ASBJ 第 490 回企業会計基準委員会の概要

<https://www.asb.or.jp/jp/project/proceedings/y2022/2022-1107.html>

当する ICO トークンの発行について記載し、第 2 部において自己の発行した資金決済法上の暗号資産やそれ以外のトークンの保有、また NFT 及び SAFT についての事例紹介とともに発行・保有について記載している。国内においては SAFT を利用した資金調達事例は公表されていないものの、例えば連結子会社が海外で SAFT を利用した資金調達を実施し、連結財務諸表の作成における検討が生じる場合も想定されることから、記載対象としている。

【図表 1】 トークンの法律上の定義とトークン類型の整理

根拠法	法律上の定義	主要なトークン類型等の通称	会計基準の定め (保有者)	会計基準の定め (発行者)
金商業等府令	電子記録移転有価証券表示権利等	投資型トークン(※1)	実務対応報告第 43 号(株式会社を前提とした取扱い)	
資金決済法	暗号資産	その他権利型トークン(※2) 無権利型トークン(※3) ステーブルコイン ⁸ (※4)	他者発行 実務対応報告第 38 号 自己発行 該当なし	該当なし
	電子決済手段	ステーブルコイン(※4)	該当なし	
なし	なし	SAFT(※5)、NFT(※6)など	該当なし	

 : 本研究資料の調査対象

※1 投資型トークン

投資型トークンとは、発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるものをいう(金融庁 2018 年 12 月公表「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書(以下「研究会報告書」という。))。

電子記録移転有価証券表示権利等とは、2020 年 5 月に改正府令が施行された金商業等府令において電子記録移転権利よりも広い概念として定められたものであり、集団投資スキーム持分等を含む、金融商品取引法第 2 条第 2 項に規定されるみなし有価証券のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものであり、株式や社債などの有価証券表示権利も、電子情報処理組織を用い

⁸ 付録 3. 用語集 No. 2 参照

て移転することができる財産的価値に表示される場合には、これに含まれるとされている（実務対応報告第 43 号第 18 項）。

※2 その他権利型トークン

その他権利型トークンとは、発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、将来的な事業収益等を分配する債務以外の債務を負っているものをいう（出典：研究会報告書）。その他権利型トークンには、いわゆる、ユーティリティトークン、ガバナンストークン又は複数の性質を持つハイブリッドトークンと言われるものが含まれると考えられる。

※3 無権利型トークン

無権利型トークンとは、発行者が何ら債務を負っていないとされるものをいう（出典：研究会報告書）。無権利型トークンには、ビットコインなどのいわゆるペイメントトークンと言われるものが含まれると考えられる。

※4 ステアブルコイン

ステアブルコインとは、特定の資産又は特定の資産バスケット若しくはプールに相関する安定した価値の維持を目指す暗号資産（crypto-asset）である（出典：Financial Stability Board “The Financial Stability Risks of Decentralized Finance”（February 16, 2023） Glossary）

ステアブルコインのうち、電子決済手段が 2022 年 6 月 3 日成立の改正資金決済法（以下「改正資金決済法」という。）第 2 条第 5 項にて定義されている。このうち、改正資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定される電子決済手段については、いわゆるデジタルマネー類似型として、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額での償還を要するものが想定されている。ステアブルコインのうち、デジタルマネー類似型以外の、例えば、アルゴリズムで価値の安定を試みるものは、現時点では資金決済法第 2 条第 5 項第 4 号に規定される電子決済手段となる可能性があるが、現時点では、第 4 号電子決済手段として定められているものはない。これらのうち、資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定される電子決済手段については、ASBJ から実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」が公表されている。

※5 SAFT

SAFT とは、Simple Agreement for Future Token の略で、将来発行されるトークンに対する保有者の権利を表章する合意をいう（出典：EFRAG “Discussion Paper On Accounting For Crypto-Assets(Liabilities)”（July 2020） Appendix 2 paragraph

A2.39)。発行者の立場からは、SAFT は将来発行されるトークンを割安で購入できる権利と引換えに資金調達を行う方法として利用される。

※6 NFT

NFT とは Non-Fungible Token の略で、日本語では非代替性トークンと呼ばれ、ブロックチェーンのデータに付与された固有の ID をいう。NFT は商品性によって、金融規制の適用を受ける可能性があるが、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 (JCBA) は、「NFT ビジネスに関するガイドライン」を定め、企業が NFT を利用した事業やサービスの提供に当たり、NFT が資金決済法、金融商品取引法等の規制を受けるかどうか検討するため、NFT の法的性質に関するガイドラインを提供している。

(2) トークン発行に係る監査上の課題

Web3.0 企業の監査受嘱を難しくしている理由の一つに、トークン発行に係る会計処理の判断の困難さが挙げられる。基準開発が途上の領域については、既存の会計基準等に照らした検討を実施することになるが、検討の前提となる取引の実態の把握に関して、取引自体の法的有効性や発行者及び保有者との間の権利義務の特定が難しい状況にある。一般的には当事者間で締結された契約や関連する法令等に基づき当該検討が行われる。トークン発行においては、ホワイトペーパーの法的有効性の解釈や記載内容等に基づいて私法上の権利義務を整理することが難しい。

以下の記載において、まずは ASBJ における検討状況を記載した上で、会計処理の検討に際しての実務上の課題について記載している。

① 論点整理の考え方及び寄せられたコメント

論点整理においては、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行取引について以下の二つに分類した上で、それぞれの会計処理の考え方を示している (第 29 項)。

- A. 発行者が何ら義務を負担していない場合
- B. 発行者が何らかの義務を負担している場合

ICO トークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理については、認識すべき負債は存在せず、対価の受領時にその全額を利益に計上するという考え方が示されている (第 31 項)。

ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICO トークンの発行取引の実態をどのように捉えるのかが論点であるとしており、(a) 契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立しているものとして取り扱うとする考え方 (第 34 項) と、(b) 提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を ICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の一つとして捉え、当

該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わないとする考え方（第 35 項）が示されている。

(a)の考え方においては、例えば現金など客観的に信頼性をもって測定可能なものを対価として ICO トークンを発行する場合、発行者が負担する義務に係る負債を対価の時価で測定することになり、その結果、発行時において差額としての利益（又は損失）が生じることはない（第 34 項）。(b)の考え方においては、契約によって生じた権利及び義務をそれぞれ独立に時価で評価し、それぞれの評価額に差がある場合に当該差額を発行時に利益（又は損失）として計上することになる（第 35 項）。

また、論点整理に対して各種団体及び個人から寄せられたコメントが公表されている⁹が、発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理については、様々な意見が記載されている。例えば、(a)契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立しているとする考え方を支持する意見、(b)提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を ICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の一つとして捉え、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない考え方を支持する意見があった。また、(a)と(b)の考え方を取引の実態に応じて適用すべきとの意見や、原則として(a)の考え方を支持しながらも(b)の考え方で会計処理することが適切なケースがあるかどうかについて分析が必要との意見があった。

② 権利及び義務の特定

前述の(a)及び(b)のいずれの考え方を採用するとしても、会計処理を検討するに当たっては、発行者と保有者の権利及び義務（関連する法令の適用を含む。）を特定する必要がある。資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行においては、発行者がトークンの性質やプロジェクト内容の詳細を説明することを目的としたホワイトペーパーを公表する（JVCEA 「新規暗号資産の販売に関する規則」第 4 条第 2 項(18)）。しかしながら、ICO トークンに関する各当事者の権利及び義務を特定するために、ホワイトペーパーを含む複数の契約（口頭や慣習を含む。）を識別したとしても、私法上の位置付けに関しては様々な解釈が存在するほか、様々な免責事項（Disclaimer）を記載する事例があり、権利及び義務を特定することが難しくなるという実務上の課題がある。また、我が国における IEO を通じた ICO トークンの発行の場合、発行者及び保有者に加えて暗号資産交換業者も契約当事者として登場する。さらに、発行者がトークンの機能を変更することで、発行者と保有者との間の権利及び義務が変更・追加され、結果的に、会計処理に影響が生じる可能性がある点にも留意

⁹ ASBJ 資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理に寄せられたコメント

(https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/summary_issue/y2022/2022-0315/comment.html)

する。

発行者又は保有者の権利及び義務の特定に当たって整理する事項には、例えば以下のような項目が考えられる。

- ・ ホワイトペーパーの法的位置付け、ホワイトペーパーの内容その他トークンに関する契約の識別、トークンを発行する目的、権利の行使又は義務の履行に当たって適用される法令等
- ・ 発行者が提供する財又はサービスと発行者及び保有者の権利・義務とその関係
- ・ 提供する財又はサービス等の内容や提供期間、提供する財又はサービス等と発行者が獲得する対価との対応関係
- ・ 発行者が保有者に財又はサービス等を提供できない場合のペナルティー等の義務
- ・ その他、保有者に利益若しくは不利益を与えると考えられる契約

③ 監査上の課題

論点整理における(a)及び(b)のいずれの考え方を採用した場合であっても、発行者と保有者との間の権利及び義務を特定し、会計処理を行うことは財務諸表作成者である企業に求められる。

監査人は、経営者からの説明に対して、識別された権利及び義務が、ホワイトペーパーや法律専門家による見解書などによって裏付けられることや、識別された権利及び義務に基づく会計判断が適切であることを検討する。

第2部 その他の監査上の課題

ここでは、Web3.0 関連企業の監査に係るその他の論点を紹介する目的で、当協会の業種別委員会暗号資産対応専門委員会において、実際に監査現場で検討されている事例を集め取りまとめたものに加えて、監査手続のうち特徴的な項目としてトークン発行・保有の前提となるブロックチェーンの理解について記載している。

1. トークン保有に係る監査上の課題

資金決済法上の暗号資産の保有者の会計処理及び開示については、実務対応報告第38号に定められている。しかし、自己の発行した暗号資産の保有や資金決済法上の暗号資産以外のトークン（実務対応報告第43号に定める電子記録移転有価証券表示権利等及び改正資金決済法上の電子決済手段を除く。）については、会計基準等の定めが明らかでなく、経済的実態等に応じて既存の会計基準等を参考に、企業が会計処理を決定することになる。ここでも、トークン発行における課題と同様に、ホワイトペーパーの法的有効性の解釈や記載内容等に基づいて私法上の権利等を整理することが難しいという課題がある。

(1) 自己の発行した資金決済法上の暗号資産の保有

① 論点整理（議事概要別紙含む。）の考え方及び寄せられたコメント

自己の発行した資金決済法上の暗号資産に該当するトークンの保有に係る会計処理については、論点整理において以下の二つの論点が示されている（第38項）。

A. ICOトークンの発行時において自己に割り当てたICOトークンの会計処理について、第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法と、会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法のいずれによるべきか。

B. ICOトークンの発行後において第三者から取得したICOトークンの会計処理について、関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法（関連する負債の消滅の認識を行う方法又は関連する負債の消滅の認識は行わずICOトークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法）と、資産として取り扱う方法のいずれによるべきか。

論点整理においては、A.について、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としない、という考え方が示されている（第39項）。

加えて、第490回議事概要別紙（脚注7）では、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産のうち、発行による対価を受領しておらず自己で完結していると考えられるものについては、次の二つの考え方がありとしている。

(a) 第三者との取引が生じるまでは資産を認識しない考え方

(b) 取得原価で資産を認識するという考え方

上記二つの考え方のいずれを採用すべきかという点について結論を出していないが、いずれの場合でも時価では評価されないという考え方が示されている。

また、論点整理では、B.について、関連する負債の消滅の認識を行うこととし、当該負債の計上金額と取得した ICO トークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理するという考え方が示されている（第 39 項②）。論点整理に対して寄せられたコメントでは、関連する負債の消滅の認識を行うという考え方と、第三者から取得した自己発行トークンを資産として取り扱うという考え方があった。

その他、検討すべきその他の論点として、論点整理に対して寄せられたコメントでは、第三者から取得した自己発行トークンを再度売却した場合の取扱いなど、様々な論点に関するコメントが寄せられている。

また、発行者が負う義務（又は債務）の性質や発行後に第三者から取得する目的などを踏まえて更なる分析が必要であるという意見もあり、自己の発行した暗号資産の保有に係る会計処理について、ASBJ における会計基準の整備に向けた検討にはまだ時間を要すると考えられる。

② 監査上の課題

監査人は、発行者の義務を特定し会計処理を行う経営者からの説明に対して、識別された義務が、ホワイトペーパーや法律専門家による見解書などによって裏付けられることや、識別された権利及び義務に基づく会計判断が適切であることを検討する。また、自己の発行したトークンを企業が保有していることに対して、自己で保有していることの原因を理解し、その理由が企業の事業戦略に従ったものであることを確認し、何らかの理由により企業が意図しない保有が生じていた場合には、監査上追加で識別すべきリスクがないか、監査計画に影響がないかを検討する。

(2) 資金決済法上の暗号資産を財又はサービスの対価として受領するケース

企業が財又はサービスの対価として暗号資産を受領するケースとして、例えば IEO において暗号資産交換業者に報酬として現金以外に新規上場の暗号資産で支払われるケースや、自社が発行した NFT を通常の営業活動として販売するに当たって、当該 NFT に表章されている権利を引き渡す対価として暗号資産を受領するケースなどが想定される。

一般に、顧客と約束した財又はサービスに関する会計処理、すなわち、顧客との契約から生じる収益については、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）に従って検討を行う。なお、資金決済法における定義を満たす暗号資産及び金商業等府令における定義を満たす電子記録移転有価証券表示権利等に関連する取引については、収益認識会計基準の適用範囲から除外されているが（収益認識会計基準第 3 項(7)、第 108-2 項）、取引自体ではなく対価として暗号資産を受け取る場合は、当該収益について収益認識会計基準に従って検討を行っている実務がある。

この場合、収益認識会計基準に定める五つのステップ(契約の識別、履行義務の識別、取引価格の算定、履行義務への取引価格の配分、履行義務の充足による収益の認識)に従って会計処理を検討するに当たって、具体的な履行義務の識別やいつの時点で収益を認識するのかといった点について、契約や事実関係の整理について経営者に説明を求めることとなる。

なお、収益認識会計基準第 59 項に基づき、現金以外の対価を時価により算定することから、実務対応報告第 38 号第 5 項及び第 6 項に記載のとおり、対価として受領する暗号資産に活発な市場が存在する場合には、収益認識時の暗号資産の市場価格に基づく価額より取引価格を算定している実務がある。

(3) 上場していないトークン等の保有

企業は暗号資産取引所に上場していないトークン等を取得することがある。例えば暗号資産取引所における将来の上場を前提として相対取引で取得するトークン、暗号資産プロジェクトの初期フェーズにおけるプライベートセールを通じて取得するトークン、ハードフォーク(プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデートによるブロックチェーンの分岐(スプリット)により保有する暗号資産が異なる種類の暗号資産に分裂する事象)等により取得するトークンなどが挙げられる。

企業が上場していないトークン等を取得する場合、監査人は、当該トークンがどのような性質のものであるのか、資金決済法に規定する暗号資産に該当するか否か、又は法律上の何らかの権利に該当するかどうかの検討を経営者に確認する。この検討は、法律の解釈を伴うことから、企業は法律専門家による見解書を入手する等の対応が考えられる。また、トークンが発行された目的や合理性を踏まえ、企業がトークンを取得する目的や合理性も併せて確認する。

また、期末における評価方法については、実務対応報告第 38 号を参考としている実務が見られる。実務対応報告第 38 号第 5 項及び第 6 項において、活発な市場が存在しない場合には取得原価又は期末における処分見込額のどちらか低い方をもって貸借対照表価額とすることとされている。また、第 8 項において、活発な市場が存在する場合は継続的に価格情報が提供される程度に暗号資産取引所等において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合とされていること、第 47 項において、通常市場は活発ではないと判断される例として、合理的な範囲内で入手できる価格情報が暗号資産取引所又は暗号資産販売所ごとに著しく異なっていると認められる場合や売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合とされている。これらを参考に期末における処分見込価額と取得原価を比較し、取得原価をもって貸借対照表価額とする実務や備忘価額まで減額する実務が見られる。

上記に類似するケースとして、企業が取得するトークン等が国内で未上場であっても、海外で発行・流通しているケースが考えられる。外国暗号資産交換業者を含め、海外に

存在する事業者が国内にある者との間で暗号資産の交換等を業として行う場合、当該事業者の行為は、暗号資産交換業に該当することになる（事務ガイドラインⅡ-5-1（注））ことから、この場合においても、トークンの会計処理の検討に当たり、当該トークンが資金決済法に規定する暗号資産に該当するか否かについて経営者に確認する。また、期末における評価方法が論点となる活発な市場が存在するか否かの判断についても当該トークンの流通状況に照らして、検討を確認する。

2. NFT、SAFT

(1) NFT

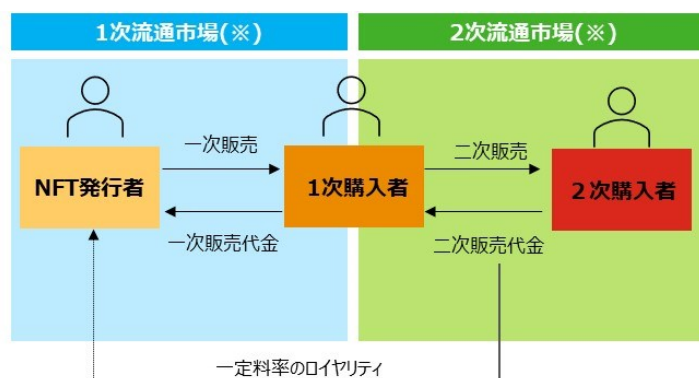
①概要及び利用事例

ブロックチェーンを活用したビジネスとして、NFTは近年特に大きく着目されている。現時点ではNFTに関する固有の法規制はなく、トークンがそれぞれ固有の権利を表章し非代替的な性質を持ち、金融商品取引法や資金決済法等の既存の金融規制に該当しないトークンが一般的にNFTと認識されている（図表2参照）。明確な定義や法規制がなく、会計基準等上の明確な定めはないことから、既存の会計基準等に照らした検討を実施する。

利用事例としては、デジタルコンテンツの流通のために利用される事例が多く見られ、デジタルアートの閲覧権をトークンとして表章する事例や、メタバースと呼ばれる仮想空間上に構築された土地を利用する権利をトークンとして表章する事例が代表的である。また、ゲームアイテムをNFT化して流通させ、独自トークンの発行と組み合わせることでゲーム内での独自の経済圏を作る取組はGameFiと呼ばれ、海外を中心に取組事例が見られる。そのほかに、イベントの参加権や施設の利用権等をトークンとして表章する取組事例があり、様々な権利がトークンとして表章される点がNFTの大きな特徴となっている。NFTは流通市場が多数存在しており、トークンの購入者がNFTの流通市場において第三者に売買することができる点も、既存のデジタルコンテンツの多くが販売後の流通が想定されていないことと比較してNFTの大きな特徴の一つとなっている。このような二次流通市場における売買については、売買代金の一定割合を発行者が受け取るスキームとなっている事例が多い。

NFTがどのような権利を表章しているかはトークンごとに異なるが、権利義務関係が明確にされず、発行者と保有者の間でどのような権利義務があるか不透明な事例（例えばデジタルアートの閲覧権を表章するトークンの保有者が、著作権も有しているような誤解をする等）も見られる。発行者と保有者の間でどのような権利義務があるかを利用規約や譲渡契約において具体的に明記する等、権利義務を明確にすることは、法律上の整理を明確化する観点からも望ましいと考えられるが、以下で記載する会計上の整理においても前提となる。

【図表 2】 一般的な NFT の流通事例



※ 1次販売は、NFTの発行者が自社で構築した販売サイトで行い2次流通はOpenSea等の国内外の著名な外部マーケットプレイスで行われるケースや、1次販売・2次販売ともに外部マーケットプレイスで行われるケース等がある。

② NFT 発行

ア. 自己発行 NFT の一次流通

企業が自己で NFT を発行し、通常の営業活動として、自己が構築した販売サイト又は外部の流通市場で販売する事例において、自己が発行した NFT を販売する会計処理の検討に当たっては、まず当該取引が収益認識会計基準の適用範囲となるかの検討が必要となる。NFT が既存の金融規制に該当しないトークンであることを前提にすると、自己が発行した NFT の会計処理が収益認識会計基準に従って処理される事例が多いものと考えられるため、以下は NFT の販売に収益認識会計基準が適用される場合の事例について検討する。

収益認識会計基準の適用範囲となった場合、NFT の特性上、履行義務の識別が課題となっている事例が見られる。NFT はトークンの保有者がどのような権利を持つかについて自由な設計が可能であり、保有者に対してトークン受渡し後においても様々な権利（例えば NFT 保有者にイベントへの入場権利を与えるケース）を付している事例が多い。NFT に表章された権利について、顧客に約束した財又はサービスが複数ある場合は、別個の財又はサービスかどうかを評価し、別個であれば、それぞれの履行義務を識別し、取引価格の配分及びそれぞれの履行義務の充足する時点又は期間の検討を行う。しかしながら、NFT 販売に当たり発行者と保有者の間でどのような権利義務関係があるのか不明瞭な場合は、収益認識会計基準に照らした履行義務の識別が困難となる。現時点の NFT 発行の実務において、権利義務関係が不明瞭な事例が一定程度見受けられるため、発行者と保有者の間でどのような権利義務があるかを利用規約や譲渡契約において具体的に明記する等、会計処理を検討する前提として権利義務を明確にすることを経営者に要請することが想定される。

イ. 二次流通ロイヤリティの收受を含む NFT の自己発行

NFT の二次流通市場において、第三者間で売買が行われた際に、売買代金の一定割合を発行者が受領する事例が一般的に見受けられる。このような発行者が受け取る二次流通ロイヤリティは、一般的に二次流通市場のプラットフォーム上で事前に設定した割合に応じて、第三者間での売買が成立すると同時に自動的に発行者がロイヤリティを受領する事例が一般的である。このような二次流通ロイヤリティの会計上の整理をするに当たっては、当該ロイヤリティが発行者のどのような財又はサービスの提供に基づいた対価なのか、誰から受領するものか（第三者間の売買における販売者から受領するものか、購買者から受領するものか）を明確にする必要があるが、現時点の実務慣行ではこのような権利関係が明確になっていない事例が見られる。そのため、収益認識会計基準第 127 項に基づき個々の契約の実態とそれに係る顧客の合理的な期待を分析するとともに、二次流通ロイヤリティがどのような財又はサービスの提供に基づいた対価なのか、誰から受領するものかを利用規約や二次流通市場の販売サイトにおいて具体的に明記する等、明確にすることを経営者に要請することが想定される。

また、このような二次流通ロイヤリティ受領に関連して取得が可能な監査証拠が、ロイヤリティ相当額の暗号資産の受入れと、ブロックチェーン上の第三者間の取引履歴のみである事例がある。ブロックチェーン上のアドレスからその所有者を特定することは困難であるため、通常、ブロックチェーン上の取引履歴から販売者と購入者が誰であるか特定することはできない。このため、当該取引が自己取引でなく実在する第三者間取引であることを判断することは通常困難であり、ブロックチェーン上の取引履歴のみでは、二次流通ロイヤリティが第三者間の実在する売買取引に基づくものであることを裏付けることができない可能性がある。一部の二次流通プラットフォームでは、プラットフォームのデータベースに記録された第三者間の売買履歴を取得できるケースがあるが、このような売買履歴の取得ができない場合、第三者間での取引の実在性の検証ができない可能性がある点が、監査上の課題であると考えられる。

③ NFT 保有

ア. 保有する NFT の法的性質に基づく会計上の取扱いの検討

他社の発行した NFT の取得者は、NFT が表章する権利を勘案し、どのような目的で当該 NFT を保有するかに応じて会計処理を検討することになると考えられる。保有する NFT が、企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産評価会計基準」という。）第 3 項の棚卸資産の定義に該当すると判断し、棚卸資産として計上する事例と、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 27 条（無形固定資産の範囲）に列挙されたいずれかの項目の権利を表章する目的で保有するトークンであると整理し、無形固定資産として計上する事例が見受けられる。保有する NFT がどのような権利を表章するか不明瞭で、どのような目的で保有するかの

整理が不十分な状況の場合、会計処理を判断することが困難となる事例も見受けられる。会計処理の判断に当たり、保有する NFT がどのような権利を表章するものであるかが発行者との契約書等で明確にされていることが望ましいと考えられる。以下は棚卸資産又は無形固定資産として整理された場合の事例について検討する。

他社の発行した NFT を棚卸資産として計上した場合、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額を貸借対照表価額とし、その差額は費用として処理されることになる（棚卸資産評価会計基準第 7 項）。市場価格が観察できないときは、合理的に算定された価格を売価とし、これには期末前後での販売実績に基づく価額を用いる場合等が含まれる（棚卸資産評価会計基準第 8 項）。ここで、NFT はその非代替的な性質から、参考となる市場価格が観察できない事例がある。また、NFT 市場は黎明期にあり十分な流動性があるとは言えないことから、期末前後での参考となる販売実績がない状況も見受けられ、正味売却価額の見積りが困難であることから期末の棚卸資産の評価方法を確立することができない事例があることは課題となっている。

他社の発行した NFT を無形固定資産として計上した場合、例えば、定額法で償却を行う際には耐用年数の見積りが問題となる。データがブロックチェーン上で記録されることを前提とした場合、トークン自体は技術的にはほぼ永続的に存在し得るものと考えられるが、当該 NFT を実質的にどの程度の期間自社ビジネスにおいて利用するかについては実績に乏しく、耐用年数の見積りを合理的に説明することが難しい事例が見受けられる。また、NFT を利用したビジネスについては収益性やライフサイクル等のデータの蓄積も十分でなく詳細な中長期計画を立てることができず、固定資産の減損会計の適用に当たり、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを合理的に説明することが難しい事例が見受けられ、減損損失の認識の要否の判断及び使用価値の測定は課題となる。取得した無形固定資産について、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に基づき、当該無形固定資産の現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが必要となる（「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第 36 項(2)）。また、回収可能価額の算定に正味売却価額を利用する際には、前述の棚卸資産と同様に正味売却価額の見積りが困難であることが課題になる。

イ. 自己の発行した NFT の保有

論点整理では、自己が発行した暗号資産を自己が保有する場合の考え方が例示されている（第 2 部 1. (1)①参照）。NFT の発行者が自らの発行した NFT を取得する場合も、論点整理第 38 項に記載の論点があると考えられる。

(2) SAFT

① 概要及び利用事例

諸外国におけるトークン発行実務においては、トークン発行前に一部の投資家に対して将来トークンをディスカウント購入できる権利である SAFT (Simple Agreement for Future Tokens)、将来トークンのディスカウント購入又は発行体株式への転換を選択できる権利である SAFTE (Simple Agreement for Future Tokens or Equity)¹⁰、将来的にネットワーク上のユーティリティを提供することが可能となるが、発行時点では何らの機能を有さないトークン(以下「未上場トークン」という。)等の様々な形式を通じた発行者による資金調達が行われている。また、近年、あらかじめ定められた金額を投資家が支払うことで発行者が将来において新株発行を行う際に所定の転換価額に基づき当該株式に転換できるスキームである SAFE (Simple Agreement for Future Equity)¹¹に、将来トークンを購入できる権利であるトークンワラントを組み合わせた形式の契約も見られる。

我が国においては、資金決済法上の暗号資産の発行者となる企業等が暗号資産交換業者に対して当該暗号資産の販売を依頼する形で行われる、いわゆる IEO の事例は増加しつつある。しかし、国内においては、SAFT 等を通じた資金調達事例は公表されておらず、国内においては SAFT 等による資金調達のための環境が十分整備されていないことが背景にあるものと考えられる。一方で、国内企業が運営する在外ファンド等による海外トークン発行者に対する投資活動の中で、SAFT 等又は未上場トークンに対する出資事例は複数認められる。

② SAFT 発行

前述のとおり、我が国においては、SAFT 等を通じた資金調達の事例は見られないが、今後の Web3.0 ビジネスの多様化の中で実務上の検討が必要となることも考えられる。ここで、SAFT 等は将来的な自己による資金決済法上の暗号資産の発行時の調達資金への充当に用いられることから、SAFT 等の権利義務の特定、その後に予定されている資金決済法上の暗号資産の発行時における会計処理等を考慮した上で、会計処理を検討する必要がある。また、未上場トークンの発行に関しては前述 1. (3) のとおり当該トークンの法的性質を検討した上で、会計処理を検討する必要がある。

③ SAFT 保有

SAFT 等に類似した性質を有するものとして、SAFE が存在する。SAFT 等の保有者側の会計処理の検討に際しては、我が国における SAFE の保有者に係る会計処理の検討事例が一定の参考になるものと考えられる。

¹⁰ 付録 3. 用語集 No. 5 参照

¹¹ 付録 3. 用語集 No. 6 参照

SAFE の保有者に係る会計処理を検討するに際しては、SAFE の法的性質の検討が必要となる。SAFE は将来株式に転換され得る性質を有しているが、発行者が新株発行を行った際に自動的に株式に転換されるものであり、SAFE の保有者が自ら権利を行使して SAFE の発行企業に対して新株を発行させることはできないと考えられている。このため、保有者側の会計処理の検討に際しては、「株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利」である新株予約権（会社法第 2 条第 21 号）、金融商品取引法第 2 条第 1 項及び第 2 項（第 1 号及び第 2 号を除く。）に規定する有価証券、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計に関する実務指針」という。）第 6 項(3)で定めるデリバティブの特徴等に該当するか否かを個別に検討した上であるべき会計処理を検討する必要がある。

SAFT 等についても同様に、保有者に係る会計処理の検討の入り口として、その法的性質の検討が必要と考えられる。SAFT 等の条件は実務上多様な設計が行われていることが推察されるが、例えば米国においてはトークンが有価証券に該当するか否かを判断するために利用される「Howey テスト¹²」に照らし、一般的に SAFT は証券に該当するものと判断される。また、SAFT 等は、将来のトークン発行が所定の日までに行われない場合には当該調達資金を出資者に返還する旨の条項が付されていることが多い理解であるが、今後国内企業による SAFT 等による資金調達が行われた場合、保有者側においては我が国におけるこれらの法的性質及び実態を考慮する必要がある。

また、未上場トークンの保有者側の会計処理の検討においても、同様にその法的性質の検討が必要となる。

未上場トークンは、いわゆる「将来的な上場」を前提とするものの発行時点では限定的な者しか保有していないトークンである。一方で、昨今の Web3.0 ビジネスは多様な形態で展開されており、そのトークンの性質は多岐にわたり、かつ DEX（Decentralized Exchange）¹³、分散型取引所と呼ばれるサービスを通じて徐々に不特定の者を相手方とした流通が始まるケースも増えている。このため、保有段階における資金決済法上の暗号資産への該当有無の判断が非常に困難なケースが多い。我が国の会計基準等では、資金決済法上の暗号資産に該当する場合は実務対応報告第 38 号に当てはめた会計処理の検討を行うこととなるが、トークンの法的性質を慎重に検討した上で当実務対応報告第 38 号の適用可否について検討する必要がある。

3. その他実務の検討

(1) 暗号資産の発行体株式の評価

非上場会社が資金決済法上の暗号資産の発行者となることで、当該企業の株式の減損

¹² 脚注 6 参照

¹³ 付録 3. 用語集 No. 7 参照

処理要否の判定が監査上の論点となるケースが考えられる。

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 19 項では、市場価格のない株式は取得価額をもって貸借対照表価額とする旨を定めている。また、同第 21 項では、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなす旨を定めている。通常、保有する株式の実質価額とは、発行会社の 1 株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額をいう（金融商品会計に関する実務指針第 92 項）。

当該株式の発行会社が資金決済法上の暗号資産の発行者となった場合、当該発行会社側で想定される会計処理については、第 1 部 1. (2) のとおりの課題があることから、実質価額の算定に基づく当該非上場株式の減損要否の判定が困難になるケースも考えられる。

(2) 資金決済法上の暗号資産の貸付及び借入

企業が第三者と行う暗号資産の貸付・借入に関連する会計上の取扱いを明示した会計基準等はない。実務対応報告第 38 号第 14 項及び第 15 項並びに第 55 項及び第 56 項において、暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産について、暗号資産の私法上の位置付けが明確ではないものの、自己が保有する暗号資産との同質性を重視し、その時点の時価により資産として計上することとされている。これらを参考に、暗号資産の貸付は「貸付暗号資産」として資産に計上し、暗号資産の借入は「借入暗号資産」として負債に計上している実務が見られる。

(3) 資金決済法上の暗号資産以外のトークン等を第三者から預かる場合

暗号資産交換業者は、預託者との預託の合意に基づいて暗号資産を預かった時に、預かった暗号資産を預かった時の時価により資産として認識するとともに、預託者に対する返還義務を負債として認識することとされている（実務対応報告第 38 号第 15 項）。他方、資金決済法上の暗号資産以外のトークン等（NFT など）は実務対応報告第 38 号の対象外であるため、暗号資産交換業者が暗号資産以外のトークン等（NFT など）を第三者から預かるケースについては、上記のような顧客預りの資産及び預託者返還義務負債の認識が必要か否か、企業が会計処理を検討することが必要となる。

暗号資産交換業者が NFT を第三者から場合に、実務対応報告第 38 号第 54 項を参考にしても私法上の位置付けが明確でないことから法律上の権利の受託者への移転の判断は難しく、また第 55 項において、NFT は一般に現金と同様に個別性がないとされている資金決済法上の暗号資産とはその性質が異なっていることから、ASBJ から公表されている討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）における資産の定義に照らして、結果として資産としては計上しないこととしている実務が見られる。

概念フレームワークでは、「資産とは、過去の取引又は事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。」とされている。一般的に、トークン等（NFT など）は、売却等によりキャッシュ（又は暗号資産）の獲得に貢献する便益の源泉であるため「経済的資源」には該当すると考えられるため、資産として計上が必要か否かを決定するに当たっては、顧客から預かったトークン等（NFT など）を暗号資産交換業者が支配しているかが論点となると考えられる。概念フレームワークでは、支配とは「所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。」とされている。よって、報告主体である暗号資産交換業者と預託者との預託の合意の内容を検討し、暗号資産交換業者が支配を有しているかを検討することで、会計処理を決定することが考えられる。

なお、国際財務報告基準（IFRS）とは異なり、日本では会計基準等から概念フレームワークへの参照がなく、概念フレームワークはあくまで討議資料との位置付けである。

(4) 重要な会計方針等の開示

収益認識会計基準第 108-2 項において、関連する取引が実務対応報告第 38 号の範囲又は実務対応報告第 43 号の範囲に含まれる場合にはこれに従って会計処理することになり、そうでない場合には、関連する会計基準等の定めが明らかではない場合として、企業が会計方針を定めることになるものとされている。また、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4-3 項では、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合を「会計基準等の定めが明らかでない場合」と定義した上で、同第 4-2 項において、当該事項が重要な会計方針に該当する場合、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを求めている。

例えば我が国においては信託を利用した新しいスキームが数多く組成されており、それに係る会計基準等の定めが明らかでない場合に当該開示が行われるケースが事例として確認されている。

Web3.0 ビジネスも我が国において過去に事例のないものがあり、今後も既存の会計基準等が想定していないケースが発生するものと考えられる。本研究資料の作成日時点では Web3.0 ビジネスに関して会計基準等の定めが明らかでない場合として開示が行われた事例は見られないが、今後の会計実務において留意すべき事項である。

(5) ブロックチェーンの理解（監査上の課題）

トークンの監査では、関連するブロックチェーンの技術的な仕組みや固有のリスク、内部統制等を理解することが重要となる。

発行時には発行に関しての発行体における意思決定を確認し（本研究資料では企業体

の発行を前提としており、DAO (Decentralized Autonomous Organization、分散型自律組織) は対象としていない。) 、事前に意思決定された内容に従いトークンが発行されていることを確かめるために、トークンの発行計画段階から、用いられるシステム及びブロックチェーンを含め、発行処理がどのように行われ、取引がどのように記録されるのかという点を理解する。また発行がパブリック型のブロックチェーンを用いて行われるのか、非パブリック型ブロックチェーンを用いて行われるのかによって、監査上検討すべきリスクや監査手続としてブロックチェーンの情報を取得するための手段が異なることになる。非パブリック型ブロックチェーンの場合には、発行に関係するシステムやブロックチェーンの理解に当たり、保証業務実務指針 3701「非パブリック型のブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」を参照されたい。

以下では、ブロックチェーンに関する内部統制の整備及び運用状況の評価及び監査手続を計画するに当たり検討することが望ましい事項の一部を記載している。

① 秘密鍵及びその他の管理体制

ア. 秘密鍵の管理体制

トークン等の所有者は、保有する秘密鍵を用いて電子署名を行うことによって、ブロックチェーン上のトークンの移転を行うことが可能となる。また、一部の高権限保有者（トークンの発行体等）は保有する秘密鍵を用いてトークンの発行、焼却、スマートコントラクト¹⁴の変更を行うことも可能である。秘密鍵の不正な利用や漏えいが生じた場合、トークンの盗難やスマートコントラクトの改ざん等が行われることでトークン自体の信頼性が失われ、事業に影響を及ぼす可能性がある。また、バックアップの手法が確立されていない場合秘密鍵は復元が限りなく困難であるため、秘密鍵を紛失するとトークンの移転等が行えなくなり、実質的に権利を失った状態となる。このように秘密鍵のセキュリティを確保することは重要であるため、監査では以下のような観点で内部統制が有効に整備及び運用されているかを確認する。

(ア) アクセスセキュリティ

秘密鍵は第三者に知られてしまうと複製されるリスクがあり、紛失により保有している暗号資産を喪失するリスクがあることから、秘密鍵の作成段階から秘密鍵を単独で保有していることを担保する内部統制を整備及び運用することが企業に求められる。具体的には、秘密鍵へのアクセスを制限し、セキュリティを適切に維持するための社内規程や職務分掌が整備されているかを確認する。秘密鍵を社内セキュリティーで管理している場合は、入退室に関するルール及び入退室記録の保管と内部監査の体制や、暗号資産の移動のための手順並びに職務分掌が定められていること、外

¹⁴ 付録3. 用語集 No. 9 参照

部に秘密鍵の管理を委託している場合は社内で管理する場合に準じ、秘密鍵の保管及び仕様において必要な安全対策が実施されることを確実にするようなサービスレベルとなっていることを確認する。また、ホットウォレット¹⁵で秘密鍵を保管することはハッキング等による漏えいリスクが高まることから、資産価値の高いトークンやスマートコントラクトの管理者権限等に係る重要な秘密鍵はコールドウォレット¹⁶で保管することが一般的であり、リスクに応じてホットウォレットとコールドウォレットが適切に区別され、各ウォレットへの物理的又は論理的アクセスセキュリティに係る内部統制が有効に整備及び運用されているかを確認する。仮にホットウォレットに重要な秘密鍵が保管されている場合は、内外の不正アクセスを想定したサイバー・セキュリティ対策についても考慮する。

(イ) ウォレットシステム

経営者や従業員や単独で秘密鍵を利用できる状況下では不正利用のリスクが高まると考えられることから、取引の実行に複数の秘密鍵による電子署名を必要とさせるマルチシグ技術や、それに代替する内部統制（例えば秘密分散技術による秘密鍵を複数に分割する、秘密鍵へのアクセスに多段階認証を必要とさせる情報処理統制等）が導入されているかを確かめ、秘密鍵の利用に複数名の関与が必須となっているかどうかを確認する。

(ウ) バックアップ体制

トークン等が事業運営上重要な場合、不測の事態によって秘密鍵を紛失したり、秘密鍵へのアクセスができない状況下で秘密鍵情報が復元できなくなり、トークン等が移動できず、実質的に権利を失った状態となる。そのため、秘密鍵のバックアップを保管し復元可能とすることは事業継続性の観点から不可欠なため、バックアップ体制の整備及び運用状況について確認する。なお、バックアップの保管場所は、秘密鍵と同様に不正アクセスを防止するための厳重なセキュリティ対策が求められることに留意する。

(エ) 外部保管機関の体制

トークン等の所有者が、秘密鍵の管理やトークンの保管に企業外部の第三者（暗号資産交換業者等）を利用する場合、当該外部機関における管理体制を監査上検討する。ここで、当該保管機関は秘密鍵管理やトークン保管に関して業務を受託していると言えるため、監査基準報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」に沿った検討を行うこととなる。利用規約や使用に関する契約を確認し当該保管機関の業

¹⁵ 付録3. 用語集 No. 11 参照

¹⁶ 付録3. 用語集 No. 10 参照

務を理解するほか、保管機関における統制の整備及び運用状況を確認するため、例えば受託業務に係る内部統制の保証報告書を入手・検討することが考えられる。

イ. オンチェーン取引とオフチェーン取引の違い

トークン等の所有者が行う取引には、実際にブロックチェーン上で送金等取引を行う取引（オンチェーン取引）とブロックチェーン上の取引を伴わず、社内帳簿内部や関連当事者間の非ブロックチェーンシステム間で権利移転を記録するのみの取引（オフチェーン取引）が存在する。一般的には、暗号資産の受入れ及び引出し取引はオンチェーン取引、暗号資産の売買取引はオフチェーン取引として処理されているケースが多い。監査で利用できる情報が異なることから、どの取引がオンチェーン取引であり、どの取引がオフチェーン取引であるかについて正しく理解することが重要である。

ウ. カットオフに関する取決め

（ア）締め時間

ブロックチェーンを利用したビジネスにおいて、監査対象となる企業が何時を締め時間としているかを把握する。ブロックチェーンは 24 時間動いているものであり、企業は、方針に従って決算日の締め時間を決める。ブロックチェーンを用いた取引は必ずしも日中に多くの取引がなされるとは限らない。むしろ夜中に取引が盛んになるブロックチェーンビジネスも考えられる。締め時間については、日本時間 24 時、米国東部時間（EST）17 時（ニューヨーククローズ時間）、世界標準時間（UTC）24 時等とするケースがある。監査手続として、取引先に確認状を送る場合、締め時間を明確に取引先に伝える必要があるが、日本時間（JST）何時時点の情報を照会したいのか、それは世界標準時間の何時なのか明示しないと確認をスムーズに行えないこととなる。

（イ）ブロックチェーンにおける Confirmation 数の取扱い

ブロックチェーンを利用したビジネスにおいて、ブロックチェーン上の取引記録は Confirmation 数が 1 回以上となった場合に反映されるが、マイナー等によるハッキング攻撃を起因として巻戻しを起こす可能性があることから、企業ごとに企業内システム上で認識する Confirmation 数を決めている場合がある。そのため、会計処理を行う際に、決められた Confirmation 数（通常、会社の HP 等で顧客に開示されている。）に基づいて会計処理が行われているか確かめる。例えばビットコインについてブロックチェーン上は取引が記録されているものの、企業が定めた Confirmation 数（6 回など）に至らないタイミングで決算の締め時間を迎えた場合、ブロックチェーン上の記録は会計期間内の日付であるが、企業の決算上は翌会計期間の取引とされる場合がある。当該相違について正しく認識しないと、企業のあるべき残高を正しく検

証できないことになる。

② スマートコントラクトの検証

企業が新たに暗号資産や NFT を発行する場合に、トークンに関する仕様を定義したスマートコントラクトを利用することが一般的である。スマートコントラクトは、トークンの生成・移転及び焼却（バーン）等使用不可能とする処理や取引履歴のブロックチェーンへの記録といった処理が定義されたプログラムであり、ブロックチェーンに配置することで、トークン等の取引が可能となる。スマートコントラクトは、これらのトークン発行に関わる基礎的な機能だけでなく、複数のプログラムを組み合わせることで発行数量の制限や指定したアドレスの取引停止といったトークンの流通を制御する特権的機能や、特権の保有者を変更する機能、さらには事後的にロジックを追加変更するための拡張性を備えることも可能である。また、スマートコントラクトは、トークンの発行に限られず、例えば一定条件下で取引参加者間での NFT と暗号資産の交換を自動実行する決済機能等を実装する等、様々な目的で利用されている。

このようにブロックチェーンに配置されたスマートコントラクトは、自動化されたプログラムとして人手を介することなく機能することから、仮にロジックの誤りや改ざん等によって取引記録が正確かつ網羅的に記録されない場合、ブロックチェーン上の記録の信頼性が損なわれ、ブロックチェーン上の記録を監査証拠として利用できず、監査の実施可能性に影響を及ぼす可能性がある。したがって、監査人は、スマートコントラクトの設計や機能を正確に理解し、プログラムが継続的に意図したとおりに動作しているかという観点から、情報処理統制として有効に運用されていることを確認することが重要である。また、監査人は、スマートコントラクトに不正流出や規制当局の要請等に備えた安全措置のための機能が組み込まれているか等についても確認する。

また、プログラムである以上、スマートコントラクトにロジックの不具合や脆弱性が混入することで意図しない動作をするリスクや不正なトークンの移転等が実行されるリスク、トークンの発行や特権的機能が利用可能な秘密鍵が漏えいすることで不正なトークン発行やスマートコントラクトのロジックの改ざん等が行われるリスクがある。そのため、スマートコントラクトの開発変更において不具合や脆弱性の混入を防止するための内部統制が有効に整備及び運用されているかを確かめることに留意する。これは、例えばプログラムの品質を担保し、未承認の変更を防止するための IT 全般統制の有効性を確かめる方法や、信頼できる第三者機関によって実施されたコードレビュー（一般的に、ベストプラクティスに準じたコードとなっているかの観点から評価が実施される。）の結果を入手し異常が発見されていないことを確かめる等の方法が考えられる。トークンの発行者において、トークンの発行や特権的機能の利用が可能な秘密鍵を保護するための適切なセキュリティ対策が採られていること

も重要である。

なお、スマートコントラクトは、通常、解読が困難なバイトコード等の形式でブロックチェーン上に配置されるため、企業からソースコードを入手し検証に利用する場合には、それがブロックチェーンに配置されたものと同一であるかにも留意する。

③ ブロックチェーンの評価

ア. ブロックチェーンの種類

ブロックチェーンネットワークに参加するコンピュータ（又は参加者）をノードというが、コンセンサスアルゴリズムに参加するノードに特に制限がない場合を「パブリック型ブロックチェーン」という。これに対して非パブリック型ブロックチェーンとは、参加するノードが制限されている場合のうち、複数の組織体に限定されていれば「コンソーシアム型ブロックチェーン」といい、一つの企業や組織に限定されていれば「プライベート型ブロックチェーン」ということが多い。コンソーシアム型ブロックチェーンにおいては、複数の個人や組織が共通の目的のために活動する団体（コンソーシアム）が管理主体となっている一方で、プライベート型ブロックチェーンにおいては、特定の個人や組織が管理主体となっている。暗号資産等はパブリック型で多く利用されている一方、企業がブロックチェーンを利用する際は、コンソーシアム型ブロックチェーン又はプライベート型ブロックチェーンで利用することが見られる。

イ. 利用される暗号技術の理解

ブロックチェーン上のデータ（ブロック情報）の真正性は、ハッシュ関数に依存している。ハッシュ関数の逆演算やハッシュ値の操作が可能になった場合、異なるブロックであるものの同一のハッシュ値を持つブロックを生成することができる可能性があり、過去のブロック情報の修正が可能となるリスクがある。また、ブロックチェーンにおけるトランザクションは、電子署名技術により証明される。このため、電子署名の改ざんが可能になった場合、トランザクションの真正性が損なわれるリスクがある。ブロックチェーンにおいて使用されている基盤技術を理解し、危殆化していないことを確かめることは、ブロックチェーンの信頼性について理解する上での前提となる。

なお、業種別委員会実務指針第 61 号第 9 項に記載のとおり、財務諸表監査の目的は財務諸表の適正性に関する意見を表明することであり、企業が保有又は取引するトークンの基盤となるブロックチェーン等の記録に関して何ら保証を与えるものではない。

ウ. コンセンサスアルゴリズムの理解

ブロックチェーンのネットワークにおいては、ネットワークに参加する各ノードが互いにデータを持ち合い、当該データが正しいデータか否かについて全体としての合意が形成される。当該合意形成の仕組み、すなわちコンセンサスアルゴリズムを理解することは、ブロックチェーンのネットワークそのものの信頼性についての理解を得ることや、どのようにトランザクションが確定データとしてブロックチェーンに記録されるかについての理解を行う上で有益である。コンセンサスアルゴリズムの理解には、以下を含む。

- ・コンセンサスアルゴリズム¹⁷の種類
- ・承認ノードの管理主体に関する理解
- ・ブロックチェーンを維持するために必要なノード構成
- ・ファイナリティ¹⁸の条件
- ・コンセンサスアルゴリズムの変更に関する内部統制

エ. 監査上の課題

会計監査は、ブロックチェーン自体の信頼性を保証するものではない。しかしながら、ブロックチェーンの記録に基づいて会計記録がなされる場合、ブロックチェーンの信頼性を評価することになる。パブリック型ブロックチェーンであり、参加者の多いブロックチェーンであれば、改ざんの可能性は低いですが、パブリック型ブロックチェーンであっても、参加者が少ないブロックチェーンであれば、51%攻撃¹⁹によって改ざんのリスクが高く、会計処理するために必要な Confirmation 数を高く設定することが必要な場合がある。また、プライベート（又はコンソーシアム）ブロックチェーンの場合には、特権ユーザーによりブロックが承認され、事後的にブロックを改ざんする権限を保有していることもある。

また、監査対象となるトークン等の取引において、どのようなブロックチェーンが使用されているか把握することは、適切な監査手続の選定においても前提となる。ブロックチェーンの種類が、パブリック型ブロックチェーンなのか、プライベート（又はコンソーシアム）ブロックチェーンなのかによって、実施できる監査手続が異なる

¹⁷ 代表的なコンセンサスアルゴリズム

コンセンサスアルゴリズムの代表的なものには、「Proof of Work(PoW)」、「Proof of Stake(PoS)」、「Practical Byzantine Fault Tolerance(PBFT)」といったものがある。PoW、PoS はパブリック型で利用されることが多い。プライベート型やコンソーシアム型で利用される代表的なコンセンサスアルゴリズムとして PBFT が挙げられる。

¹⁸ ファイナリティ

トランザクションがブロックチェーン上のデータとして確定することを、「ファイナリティを得る」と表現する。PoW は構造上ファイナリティがなく、一定のブロック数を経過することで確定したものとみなされることが多い。PoS、PBFT には通常ファイナリティを与える仕組みが備わっている。

¹⁹ 51%攻撃

悪意のあるグループ又は個人により、ネットワーク全体の採掘速度の 51%（50%以上）を支配して不正な取引を行うこと。

ことが多い。監査人は、選択可能な監査手続のうち、どのような監査手続が効果的であるか検討する。パブリック型ブロックチェーンの場合の監査手続は、④監査ツールを参照されたい。プライベート（又はコンソーシアム）ブロックチェーンの場合には監査人のノード参加が制限されることも想定され、その場合にはブロックチェーン自体の信頼性評価と、被監査企業のエクスプローラの観察などの手続を合わせることで、監査証拠を入手する必要がある。監査人は、ブロックチェーンの特性に合わせて、効果的な監査手続を選択して目的適合性の高い監査証拠を入手する。

④ 監査ツール

パブリック型ブロックチェーンにおける各ウォレットに紐づくトークン等の実在性の確認方法は複数あり、取り扱うトークン等の種類及び監査上のリスクに応じて検討する。

ア. ブロックチェーンノード（SPV（Simplified Payment Verification）を含む。）を構築する方法

監査人自らトークンが発行されているブロックチェーンノードで一般的に利用されている API を用いて、トークン等のデータを収集・蓄積し、監査対象とするアドレスに存在する残高や取引記録等を直接入手する方法であり、いつでも大量の検証が可能であり、時間を遡っての検証が容易である。一方、参加するための知識及びプログラミングスキルはもちろん、ビットコインといったウォレット残高を持たない UTXO（Unspent Transaction Output）型を採用しているトークン等については、トランザクションデータから残高を計算するプログラムを組むスキルが必要となる。また、実装時のテストと設計からリリースまでのドキュメンテーションや大量のブロックチェーンデータの保存・処理、実装・リリース以降に発生するブロックチェーン側の仕様変更（ハードフォーク等）への調査・対応も必要となる。

イ. エクスプローラサイトから情報を取得する方法

各トークン等のコミュニティが運営するエクスプローラ又は各トークン等公式のエクスプローラの web サイトで、ウォレットアドレスを検索して残高を取得する方法であり、企業が管理しているウォレットアドレスの一覧から、各エクスプローラの検索語句ボックスにアドレスを入力・検索し、表示された画面から残高情報を取得する。開発等が不要であり、特別なスキルを必要としない一方、多数のアドレスを同時に検索できない、特定の時点の残高を検索できない等のエクスプローラの機能的制約が存在する可能性がある。検索手順を RPA ツールにより自動化することが可能と考えられる。ただし、短時間に高頻度の操作を行った場合はエクスプローラ側から web サイトへの攻撃と判断され、アクセスを拒否されるおそれがあることから、処理ごとに一定程度の時間を空ける等慎重な操作が必要となる。また、多くの場合、検索可能な残高

は検索時点の値であることから、基準日から離れた日時で検索を掛けた場合、トランザクションの内容からロールバック/ロールフォワードを行わなければならない。監査でこの方法を採用する場合は、エクスプローラの web サイトで取得した情報に監査上依拠することとなるため、監査基準報告書 500「監査証拠」に沿って web サイト情報の信頼性を検証する必要がある。利用するサービスの信頼性を担保するために、一つのウォレットについて他のエクスプローラで検索すること等により、その点を補完することが考えられる。

また、エクスプローラが提供する API が利用可能な場合は、簡易的なプログラムを用いて情報の取得を自動化する方法も考えられる。

付録

1. 国際財務報告基準（IFRS）における取扱い

(1) IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC） アジェンダ決定「暗号通貨の保有」

国際財務報告解釈指針委員会は、2019年6月にアジェンダ決定「暗号通貨の保有」を公表しているが、発行者の会計処理についての公表はない。なお、第3次アジェンダ協議では、暗号通貨及びその関連取引については作業計画に追加しないことを2022年4月の国際会計基準審議会（IASB）会議で決定している。

(2) 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG） ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」

欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、2020年7月にディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」を公表している。DPは、暗号資産の保有者及び発行者の会計処理に焦点を置き検討している。

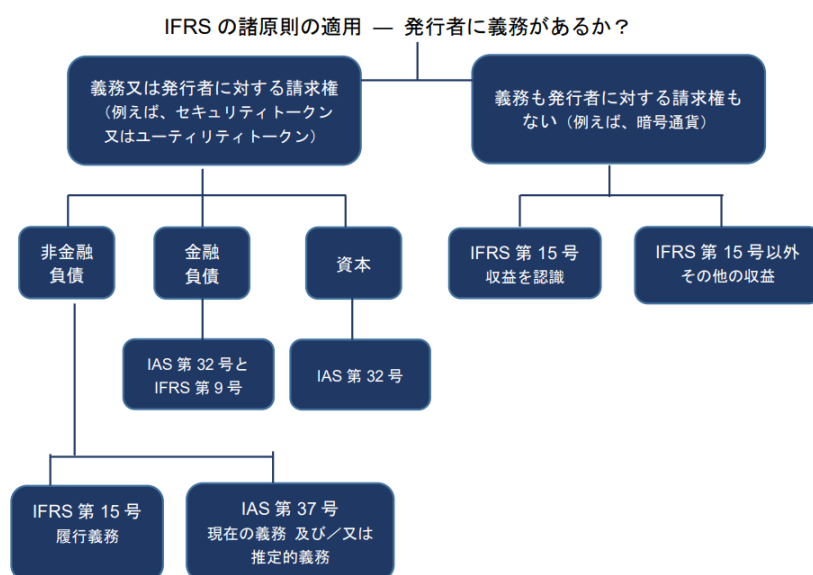
発行者の会計処理

DPでは、有価証券と同等とみなされるトークンの発行や、規制に準拠したセキュリティトークン及びIEOを除いて、規制上の監督は限定的であり、強制可能な契約上の取決めがないため、発行者における義務の正確な性質の識別は、暗号資産の発行者にとっての会計上の影響を十分に識別する上での課題であると言及している。

なお、2022年4月に「Recommendations and Feedback Statement on EFRAG's DP Crypto-Assets」を公表し、保有者の会計処理及び発行者の開示に関する対応をIASBに提言している。

【図表 3】 発行者に適用される会計処理の要約²⁰

図 4.2： 発行者に適用される会計処理の要約



出典：EFRAG

2. 米国会計基準における取扱い

(1) Accounting for and auditing of digital assets の概要

米国公認会計士協会 (Association of International Certified Professional Accountants, AICPA) は暗号資産の保有に関する会計及び監査上のプラクティスガイドとして、「Accounting for and auditing of digital assets」を 2019 年に発行し、直近では 2023 年 2 月に更新している。

(2) FASB による基準設定の動向

FASB は、2023 年 3 月に、暗号資産の保有に関する会計基準の公開草案を公表しているが、発行に関する基準等の公表はない。

(3) Staff Accounting Bulletin(SAB) No. 121

2022 年 3 月 31 日、SEC スタッフは、米国上場企業 (IPO を目指す企業も含む。) に対するガイダンスである Staff Accounting Bulletin(SAB) 第 121 号 (SAB121) を公表している。

²⁰ ASBJ EFRAG ディスカッション・ペーパー「暗号資産 (負債) の会計処理：保有者及び発行者の視点」和訳 (<https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20210308.pdf>)

3. 用語集

No.	用語	定義	研究資料における 主な記載箇所	出典
1	ICO (Initial Coin Offering)	<p>ICO (Initial Coin Offering) の明確な定義はないが、国際的には、いわゆる ICO について、例えば欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が 2020 年 7 月に公表したディスカッション・ペーパー「暗号資産 (負債) の会計処理」では、概ね以下のような説明がなされている。</p> <p>ICO とは、トークン (デジタル・トークンとも呼ばれる。) を応募者や潜在的な投資家に発行することによって、現在又は将来の暗号資産プロジェクトのための資金を調達する手段である。</p> <p>ICO の実行時に、発行者はトークンを購入した投資家から対価を受け取る。この対価は、法定通貨、暗号資産又は法定通貨と暗号資産の組合せのいずれの形式による場合もある。</p> <p>それぞれの ICO は一般的に特有の契約条件を有しており、様々な契約条件が生じている。このため、ICO の発行者は、通常、「ホワイトペーパー」と呼ばれる情報文書を公表し、発行されるトークン (暗号資産) に関する情報を提供する。</p> <p>したがって、応募者 (及び特に潜在的な投資家) が ICO トークン発行に付属するホワイトペーパー又は基礎となる文書についてレビューを行い、投資家に正確には何が提供されているのかを理解することが</p>	<p>第 1 部 監査受嘱上の留意事項及びトークン発行に係る会計及び監査上の課題</p> <p>1. 監査受嘱に際しての留意事項 (2) 個別留意事項 ① ビジネスの実態及び法規制への対応状況の把握</p> <p>2. トークン発行に係る会計及び監査上の課題</p> <p>(1) トークン類型化 (2) トークン発行に係る会計及び監査上の課題</p> <p>① 論点整理の考え方及びそれに対するコメント ② 権利及び義務の特定</p> <p>第 2 部 その他の会計及び監査上の課題</p> <p>1. トークン保有に係る会計及び監査上の課題</p> <p>(1) 自己の発行し</p>	<p>「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」 (2022 年 3 月 15 日公表) 付録 A (ICO の概要)</p>

No.	用語	定義	研究資料における 主な記載箇所	出典
		<p>重要となる。特に投資家にとって、ホワイトペーパーから生じる権利及び義務、又はそれらの法的強制力が不明確である場合には、関連性のある条件を決定するために法的な助言が必要とされる場合がある。</p> <p>もともと、ホワイトペーパーは目論見書よりも情報が少なく、質が様々であり、売出しの目的に関する十分な情報がないことが多く、暗号資産の発行者と保有者（潜在的な保有者）との間の権利及び義務の詳細が十分に記載されていないことが多い。</p>	<p>た資金決済法上の暗号資産の保有</p> <p>①論点整理の考え方及びそれに対するコメント</p>	
2	ステーブルコイン	<p>ステーブルコインとは、特定の資産、又は、特定の資産バスケット若しくはプールに相関する安定した価値の維持を目指す暗号資産（crypto-asset）である。</p> <p>ステーブルコインのうち、電子決済手段が2022年6月3日成立の改正資金決済法（以下、「改正資金決済法」という）第2条第5項にて定義され、これは、いわゆるデジタルマネー類似型として、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額での償還を要するものとされている。ステーブルコインのうち、デジタルマネー類似型以外の、アルゴリズムで価値の安定を試みるものは、暗号資産に該当するものとされている。これらのうち、資金決済法第2条第5項に規定される電子決済手段については、ASBJから</p>	<p>第1部 監査受嘱上の留意事項及びトークン発行に係る会計及び監査上の課題</p> <p>2. トークン発行に係る会計及び監査上の課題</p> <p>(1) トークン類型化</p>	<p>Financial Stability Board “The Financial Stability Risks of Decentralized Finance” (February 16, 2023) Glossary)</p>

No.	用語	定義	研究資料における 主な記載箇所	出典
		実務対応報告公開草案第〇号「資金決済法における特定の電子決済手段の発行及び保有の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」が公表されている。		
3	SAFT (Simple Agreement for Future Token)	SAFT とは、Simple Agreement for Future Token の略で、将来発行されるトークンに対する保有者の権利を表章する合意をいう。発行者の立場からは、SAFT は将来発行されるトークンを割安で購入できる権利と引き換えに資金調達を行う方法として利用される。	第1部 監査受嘱上の留意事項及びトークン発行に係る会計及び監査上の課題 2. トークン発行に係る会計及び監査上の課題 (1) トークン類型化 2. NFT、SAFT (2) SAFT	EFRAG “Discussion Paper On Accounting For Crypto-Assets(Liabilities)” (July 2020) Appendix 2 paragraph A2.39
4	NFT (Non-Fungible Token)	NFT とは Non-Fungible Token の略で、日本語では非代替性トークンと呼ばれ、ブロックチェーンのデータに固有の ID が付与される。	第1部 監査受嘱上の留意事項及びトークン発行に係る会計及び監査上の課題 2. トークン発行に係る会計及び監査上の課題 (1) トークン類型化 第2部 その他の会計及び監査上の課題 2. NFT、SAFT (1) NFT	

No.	用語	定義	研究資料における 主な記載箇所	出典
5	SAFTE (Simple Agreement for Future Tokens or Equity)	将来トークンのディスカウント購入又は発行体株式への転換を選択できる権利である。	第2部 その他の会計及び監査上の課題 2. NFT、SAFT (2)SAFT ①概要及び利用事例 ②SAFT 発行 ③SAFT 保有	
6	SAFE (Simple Agreement for Future Equity)	あらかじめ決められた金額を投資家が支払うことで、発行者が将来において新株発行を行う際に所定の転換価額に基づき当該株式に転換できるスキームである。	第2部 その他の会計及び監査上の課題 2. NFT、SAFT (2)SAFT ③SAFT 保有	
7	DEX (Decentralized Exchange)	分散型取引所	第2部 その他の会計及び監査上の課題 2. NFT、SAFT (2)SAFT ③SAFT 保有	
8	ホワイトペーパー	ICO により調達した資金の使い道(実施するプロジェクトの内容等)やトークンの販売方法などをまとめた文書をいう。	第1部 監査受嘱上の留意事項及びトークン発行に係る会計及び監査上の課題 2. トークン発行に係る会計及び監査上の課題 (2) トークン発行に係る会計及び監査上の課題 ②権利及び義務の特定	金融庁ウェブサイト

No.	用語	定義	研究資料における 主な記載箇所	出典
			③監査上の課題	
9	スマート コントラ クト	参加者が相互にやり取りをする 上で合意する一連のルールを含む デジタルコード。事前に定義された ルールに合致すると、このコードに より自動的に合意が執行される。こ のスマートコントラクトコードは 合意又は取引の実行を促進、承認及 び執行し、その後、取引の結果がブ ロックチェーンに書き込まれる。	第2部 その他の 会計及び監査上 の課題 3. その他の課題 (6) ブロックチェ ーンの理解 (監 査上の課題) ①秘密鍵及びその 他の管理体制 ②スマートコント ラクトの検証	「ブロックチ ェーン用語集 (原文 - Blockchain Universal Glossary)」
10	コールド ウォレッ ト	当該対象暗号資産が外部に流出 することがないように、当該対象暗号 資産を移転するために必要な秘密 鍵等を、常時インターネットに接続 していない電子機器等に記録して 管理する方法その他これと同等の 技術的安全管理措置を講じて管理 する方法をいう。	第2部 その他の 会計及び監査上 の課題 3. その他の課題 (6) ブロックチェ ーンの理解 (監 査上の課題) ①秘密鍵及びその 他の管理体制	事務ガイドラ イン 第三分冊：金融 会社関係 16. 暗号資産交 換業者関係 II 暗号資産交 換業者の監督 上の着眼点 II-2 業務の 適切性等 II-2-2- 3 利用者が預 託した金銭・暗 号資産及び履 行保証暗号資 産の分別管理 II-2-2- 3-2 主な着 眼点 (3) 利用者から 預託を受けた

No.	用語	定義	研究資料における 主な記載箇所	出典
				暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産の分別管理に関する着眼点
11	ホットウォレット	コールドウォレット等以外の管理方法をいう。	第2部 その他の会計及び監査上の課題 3. その他の課題 (6) ブロックチェーンの理解（監査上の課題） ① 秘密鍵及びその他の管理体制	事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 16. 暗号資産交換業者関係 Ⅱ 暗号資産交換業者の監督上の着眼点 Ⅱ-2 業務の適切性等 Ⅱ-2-2-3 利用者が預託した金銭・暗号資産及び履行保証暗号資産の分別管理 Ⅱ-2-2-3-2 主な着眼点 (3) 利用者から預託を受けた暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産の分別

No.	用語	定義	研究資料における 主な記載箇所	出典
				管理に関する 着眼点